


毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

### 目次

告示	ページ
県議会定例会の招集(九五六・財政課)	1
結核予防法による医療機関の指定(九五七・湯沢保健所)	1
公共測量実施の通知(九五八・建設管理課)	1
公告	
特定調達契約に係る落札者の決定(秋田県立大学事務局本荘事務室)	1
土地改良区の役員の退任の届出(平鹿地域振興局農林部)	2
県営土地改良事業の換地処分(北秋田地域振興局農林部)	2
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)	2
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(一六〇)	3
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一六一)	3
監査委員公告	
監査結果の公表(一一二)	3
企業局告示	
男鹿桜島荘の使用料徴収事務の一部委託の廃止(一一)	4

### 告示

秋田県告示第九百五十六号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百二条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月二日に、秋田県議会定例会を秋田市に招集する。  
 平成十五年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百五十七号  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十五年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人仁恵会 佐藤病院	湯沢市愛宕町一丁目八番十号	平成十五年十一月十二日

秋田県告示第九百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり横手市長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。  
 平成十五年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類  
公共測量(出来形測量のための基本測量)
- 二 作業を行う地域  
横手市駅西地区
- 三 作業を行う期間  
平成十五年十一月十日から平成十六年三月十九日まで

### 公告

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。  
 平成十五年十一月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
Webブラウザによる経済・経営データ検索システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 秋田県立大学事務局本荘事務室 本荘市土谷字海老ノ口八十四 四  
 三 随意契約の相手方を決定した日  
 平成十五年十一月十一日

四 随意契約の相手方の名称及び住所  
 日経QUICK情報株式会社 代表取締役社長 藤 崎 重 隆  
 東京都千代田区大手町一丁目九番五号

五 随意契約に係る契約金額  
 五千九百五十五万六千円

六 随意契約の理由  
 本システムはNEEDS MTDデータをFAMEデータベースマネジメントシステムで管理し、Webブラウザから検索を行うものであり著作権等の関係から単独随意契約とした。

(注) 特定役務に係る特定調達契約につき随意契約の相手方を決定した場合に限る。  
 随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して七十二日以内に公告すること。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山城水系土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名

平鹿郡大森町板井田字上三ツ屋百三十四番地

伊 藤 義 久

平成十五年十一月十八日県営土地改良事業(合地地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十一月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
 小型四輪貨物自動車(バン型) 八台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
 平成十五年十一月四日
- (四) 落札者の名称及び住所  
 株式会社日産サテイト秋田 秋田市寺内字イサノ四十四 一
- (五) 落札金額  
 一千八万八千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
 平成十五年九月十六日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
 小型四輪貨物自動車(バン型) 二台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
 平成十五年十一月四日
- (四) 落札者の名称及び住所  
 トヨタカローラ秋田株式会社 秋田市寺内字神屋敷二百九十五 三十七
- (五) 落札金額  
 二百九十三万二千二十円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
 平成十五年十月三日
- (一) 落札に係る物品の名称及び数量  
 小型四輪乗用車(ワゴン型) 二台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日  
 平成十五年十一月四日
- (四) 落札者の名称及び住所

- (五) 秋田日産自動車株式会社 秋田市八橋鯉沼町一 五十九  
落札金額 四百三十万五千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十五年十月三日
- (四一) 落札に係る物品の名称及び数量  
小型四輪貨物自動車(バン型) 六台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号  
落札者を決定した日  
平成十五年十一月七日
- (三) 落札者の名称及び住所  
羽後日産モーター株式会社 秋田市保野野鉄砲町十三 二  
落札金額 八百三十七万九千円
- (六) 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- (七) 一般競争入札の公告を行った日  
平成十五年十月七日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十五年十一月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三三九  
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)は、その超え

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、八二五

秋選管告示第百六十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十五年十一月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、五一四
能代市	一四、七六三
横手市	一〇、九三八
大館市	一八、一八一
本荘市	一二、一五〇
男鹿市	八、四二九
湯沢市	九、三九五
大曲市	一〇、六八四
鹿角市鹿角郡	一二、六七八
北秋田郡	一八、〇九八
山本郡	一三、四二二
南秋田郡	一九、八九二
河辺郡	五、二二二
由利郡	二〇、九二六
仙北郡	三一、八六四
平鹿郡	一八、五七七
雄勝郡	一二、五九七

監査委員公告

監査結果公告第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成15年11月25日

秋田県監査委員 安 正 典  
秋田県監査委員 菅 原 龍 郎  
秋田県監査委員 山 田 昭 郎  
秋田県監査委員 小 玉 和 夫  
財 648  
平成15年11月5日

秋田県監査委員 様

秋田県知事 寺 田 典 城

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成15年9月11日付け監委・480で通知のあったことについて、別紙のとおり提出します。  
別紙

監査箇所名	脳血管研究センター	監査年月日	平成15年 7月11日、14日
(指摘事項) 未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金の収納管理について、「秋田県立脳血管研究センター病院事業未収金取扱要領」により、未納通知書、督促・催告状の発行、電話での督促などにより今後も一層未収金の回収に努めてまいります。			
監査箇所名	リハビリテーション・精神医療センター	監査年月日	平成15年 7月11日、14日
(指摘事項) 未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金の収納管理について、「リハビリテーション・精神医療センター未収金取扱要領」により、未納通知書、督促・催告状の発行、電話での督促などにより今後も一層未収金の回収に努めてまいります。			

企 業 局 告 示

秋田県企業局告示第一号  
男鹿校倉荘の使用料徴収事務の一部委託(昭和五十四年秋田県企業局告示第一号)の告示は、  
財 密 176 No. 1  
この告示は、平成十六年一月一日から効力を生ずるものとする。

平成十五年十一月二十五日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

発 行 者 秋 田 県

秋田市町王四丁目一番一号

電話 森 谷 一 五 三 三 五 五 五 五

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 八七六六 FAX 〇〇〇五  
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原 繁 雄

